明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三四）　一

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（同三五）　二

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（環境一四）　四

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（同一五）　五

〔告　示〕

○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（農林水産九四九）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一五

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一五

会社その他
会社決算公告　一六

省令

○農林水産省令第三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十二日　農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第九十一条の六の次に次の一条を加える。

（運搬船の届出）

第九十一条の七　別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第八号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一　運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

二　運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三　運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

2　前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第８号（第91条の７関係）

遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）に係る運搬船届出書

年　月　日

農林水産大臣殿

住　所
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）㊞

下記により、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1　運搬船名（Carrier Vessel Name）
2　漁船登録番号（National Registry Number）
3　信号符字（International Radio Call Sign）
4　ＩＭＯ番号（IMO Number）
5　建造年（Year Built）
6　建造所（Name of Builder）
7　船籍港（Home Port）
8　船体材質（Material）